

2021年8月31日

日本放送協会

## 「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更について

NHKインターネット活用業務実施基準は、NHKが行うインターネット活用業務の種類、内容、費用等について定めたもので、このたび、NHKプラスのサービス改善やインターネット活用業務についての社会実証を行うため、変更を検討しています。詳しくは、添付の資料をご覧ください。

今回公表した「NHKインターネット活用業務実施基準 変更素案」については、経営委員会が、あすから広くご意見を募集します。その後、いただいたご意見を参考にして案をとりまとめ、総務省に認可申請する予定です。

## 「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更について ～NHKプラスをもっと便利に、使いやすく～

■NHKプラスの以下のサービスを実施するにあたり、「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更を検討しています。

### ○はじめての方に使ってもらいやすいサービスに 【実施基準変更】

NHKプラスでは、ID登録をご案内するページを訪れた方のおよそ7割が、登録をする前に手続きをやめてしまう実態があります。「入力する情報が多くてすぐに見られない」、「家族の誰が放送受信契約者かわからない」などの声が寄せられています。

そこで、新たに「仮登録」（仮称）として、はじめての方もメールアドレスなど限定的な情報を入力いただければ、登録後に近い状態で使いはじめられるようにします。住所や氏名などの正式な登録は、仮登録の期間内に行っていただくことを想定しています。

また、現在のNHKプラスでは、見逃し番組は、登録が済むまで静止画のみの表示ですが、同時配信と同様にメッセージ付きの動画を表示することで、サービスの全体像を実感いただけるようにします。

### ○「テレビサービス」の開始 【実施基準変更】

動画配信サービスをテレビで視聴する方が増えています。NHKプラスでも、ご利用者からの要望をふまえ、見逃し番組をテレビでもPCやスマートフォンと同じように、ご覧いただけるサービスを始めます。

これに関連して、新たな端末機器等に向けてサービスを開始する際、動作検証のための試行的な提供を実施できる規定も設けます。

### ○地方向け放送番組の配信を拡充 （参考：実施基準変更の範囲外）

NHKプラスでは、各地域のNHKで放送した番組を視聴できる「ご当地プラス」のサービスを2021年3月に開始しました。2022年度は18時台のニュースなど、NHKならではの地方向け放送番組の配信をさらに拡充します。

\*上記のNHKプラスサービスの開始は2022年度前半を予定しています。

■インターネット活用業務の社会実証について検討を進めます。

### ○インターネット活用業務の社会実証の検討 【実施基準変更】

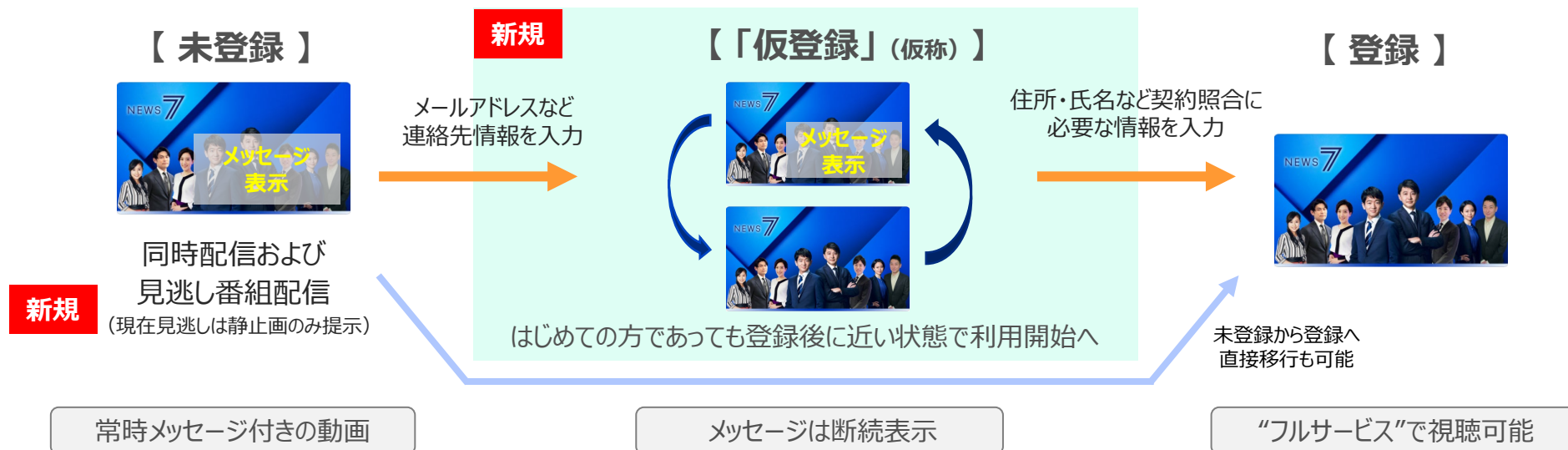
放送と通信の融合が進み、多様な選択肢が生まれ視聴スタイルが急速に変化する中、インターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、期間を限って、放送番組等の提供を伴う社会実証の実施を検討しており、関連する基準を設けます。社会実証の業務内容や実施方法、提供条件については実施計画において明らかにします。

\*「NHKインターネット活用業務実施基準」変更の期日は2022年4月1日を想定しています。

# 「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更について ～NHKプラスをもっと便利に、使いやすく～

2021年8月31日

## ○ はじめての方に使ってもらいやすいサービスに（イメージ）



## ○ 「テレビサービス」の開始



同時配信／見逃し番組配信



スマホ

**新規**



見逃し番組配信

PCやスマートフォンと同じように、テレビでも見逃し番組を  
ご覧いただけるサービスを開始へ  
(新たな端末機器等に向けてサービスを開始する際、  
動作検証のための試行的な提供を実施できる規定も設定)

## ○ 地方向け放送番組の配信を拡充（参考：実施基準変更の範囲外）

各地域のNHKで放送した番組を視聴できる「ご当地プラス」のサービスを2021年3月に開始。  
2022年度は18時台のニュースなど、NHKならではの地方向け放送番組の配信をさらに拡充へ

## NHKインターネット活用業務実施基準 変更素案

※下線部分は変更部分

現 行	変更案
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第15条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る<u>業務</u>（以下総称して「<u>地上テレビ常時同時配信等業務</u>」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一 地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、<u>地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組を表示し、その画面上に、地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。</u></p> <p>二 地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、<u>前号のメッセージをすみやかに消去してIDを一つ付与する。利用に際して提供を求める情報の詳細は、地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用規約で定める。</u></p> <p>三 申込者は、IDを用いることにより、地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組</p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第15条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る<u>サービス</u>（以下「<u>地上テレビ常時同時配信等サービス</u>」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一 地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面上に、<u>当該サービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさおよび態様で表示するものとする。その際、次号の利用申込みを行う意思を示した者には、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めたうえで、通常とは異なる表示方法とすることがある。</u></p> <p>二 地上テレビ常時同時配信等サービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、IDを一つ付与する。</p> <p>三 <u>前二号に基づき</u>利用に際して提供を求める情報の詳細は、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で定める。</p> <p>四 申込者は、IDを用いることにより、<u>第1号のメッセージが表示されない状態で地上テレビ</u></p>

現 行	変更案
<p>配信を自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、<u>地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービス</u>の利用規約で明示するものとする。</p> <p>四 次のいずれかに該当するときは、IDによる<u>地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信</u>の利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。</p> <p>ア &lt;略&gt;</p> <p>イ &lt;略&gt;</p> <p>ウ 申込者が付与されたIDを前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、地上テレビ常時同時配信等<u>業務に係るサービス</u>の利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適当と認めるとき</p> <p>3 &lt;略&gt;</p>	<p><u>常時同時配信等サービス</u>を自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、<u>地上テレビ常時同時配信等サービス</u>の利用規約で明示するものとする。</p> <p>五 次のいずれかに該当するときは、IDによる<u>地上テレビ常時同時配信等サービス</u>の利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。</p> <p>ア &lt;同左&gt;</p> <p>イ &lt;同左&gt;</p> <p>ウ 申込者が付与されたIDを前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適当と認めるとき</p> <p>3 &lt;同左&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(インターネット活用業務についての社会実証)</p> <p><b>第20条の2</b> 協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、期間を限って、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施することがある。</p> <p>2 社会実証の業務の内容、実施方法および提供条件については、前項に掲げる目的の範囲で、第13条から第15条までの規定と異なるものとする。当該年度の実施計画において明らかにする。</p>

現 行	変更案
附 則	附 則
<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和2年1月14日に総務大臣の認可を得た基準（次項において「旧基準」という。）は、令和3年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>3 <u>旧基準附則第5条に則り、令和2年度のインターネット活用業務を旧基準第17条第1項に定める上限を超えて実施した場合、旧基準附則第5条に定める費用の公表については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和3年1月12日に総務大臣の認可を得た基準は、令和4年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</p> <p><b>第3条</b> <u>令和3年に開催予定のオリンピック・パラリンピック東京大会（以下「大会」という。）にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</u></p> <p>2 <u>前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和3年度の実施計画において明らかにする。</u></p> <p>3 <u>大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</u></p> <p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p><b>第4条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p><b>第3条</b> &lt;同左&gt;</p>

現 行	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(機器等の動作検証のための措置)</p> <p><b>第4条</b> 2号受信料財源業務の実施にあたって、新たな端末機器またはソフトウェアを利用できるようにするには、その動作に係る検証を行うため、期間を3か月以内に限って、当該端末機器またはソフトウェアでは第15条第2項第1号のメッセージを表示しない措置を講ずることがある。</p>

以 上